

平成28年度 津市地域防災計画（風水害等対策編）の修正箇所一覧表（案）

No.	頁	行	旧	新									
1	2	24	〔注記〕 要配慮者 <u>高齢者や乳幼児、外国人、障がい者等は、災害時には自らが適切な行動をとりにくく被害を受けやすい条件にあるため、特に配慮を要する要配慮者といえます。</u>	〔注記〕 要配慮者 <u>高齢者や乳幼児、外国人、障がい者等の災害時に自らが適切な行動をとりにくく、被害を受けやすい条件にある特に配慮を要する者をいいます。</u>									
2	5	表中	第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 地方公共団体	第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 地方公共団体									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(1)～(16) 略 (17) その他災害応急対策及び災害復旧対策の実施 (18)～(21) 略</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	市	(1)～(16) 略 (17) その他災害応急対策及び災害復旧対策の実施 (18)～(21) 略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(1)～(16) 略 (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施 (18)～(21) 略</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	市	(1)～(16) 略 (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施 (18)～(21) 略	
機関名	処理すべき事務又は業務												
市	(1)～(16) 略 (17) その他災害応急対策及び災害復旧対策の実施 (18)～(21) 略												
機関名	処理すべき事務又は業務												
市	(1)～(16) 略 (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施 (18)～(21) 略												
3	7	表中	3 指定地方行政機関	3 指定地方行政機関									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(1)、(2) 略 (3) 応急・復旧</td> </tr> <tr> <td>三重河川国道事務所</td> <td>ア～ウ 略 <u>記載なし</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	中部地方整備局	(1)、(2) 略 (3) 応急・復旧	三重河川国道事務所	ア～ウ 略 <u>記載なし</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(1)、(2) 略 (3) 応急・復旧</td> </tr> <tr> <td>三重河川国道事務所</td> <td>ア～ウ 略 <u>エ 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施</u> <u>オ 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施</u> <u>カ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</u> <u>キ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</u> <u>ク 所管施設の緊急点検の実施</u> <u>ケ 情報の収集及び連絡</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	中部地方整備局
機関名	処理すべき事務又は業務												
中部地方整備局	(1)、(2) 略 (3) 応急・復旧												
三重河川国道事務所	ア～ウ 略 <u>記載なし</u>												
機関名	処理すべき事務又は業務												
中部地方整備局	(1)、(2) 略 (3) 応急・復旧												
三重河川国道事務所	ア～ウ 略 <u>エ 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施</u> <u>オ 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施</u> <u>カ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</u> <u>キ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</u> <u>ク 所管施設の緊急点検の実施</u> <u>ケ 情報の収集及び連絡</u>												

No.	頁	行	旧	新
			<p>エ 道路施設・堤防・水門等の河川管理施設の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施</p>	<p>コ 道路施設、堤防、水門等の河川管理施設の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施</p>
4	12	新規	<p>第3章 市民の責務と事業所の役割 第1節 市民の責務 略 第2節 事業所の役割 略 <u>記載なし</u></p>	<p>第3章 市民の責務と事業所の役割 第1節 市民の責務 略 第2節 事業所の役割 略 第3節 <u>地区防災計画の提案</u> <u>地域における共助による防災活動を推進するため、地区内の居住者及び事業者は地区防災計画を作成し、市防災会議へ提案することができます。市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に反映させるものとします。</u> <u>提案のあった地区防災計画は、資料編のとおりです。</u></p>
5	23	9	<p>4 造成地等宅地災害の予防（都市計画部、建設部） (1) 略 (2) <u>土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域内又は建築基準法第40条の適用区域内に存する危険な不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努めます。</u> (3) 略</p>	<p>4 造成地等宅地災害の予防（都市計画部、建設部） (1) 略 (2) <u>土砂災害特別警戒区域、災害危険区域（未指定）又は建築基準法第40条の適用区域に存する危険な不適格住宅の移転を推進し、安全な住環境の整備に努めます。</u> (3) 略</p>
6	27	4	<p>第5節 土砂災害警戒区域への対策 1、2 略 3 警戒避難体制の整備（建設部、農林水産部、消防本部、各総合支所） (1) 警戒体制の整備 ア 略 イ 監視体制 土砂災害警戒情報が発表された後、津市土砂災害情報相互通信システムにおいて、<u>土砂災害警戒情報が橙（警戒）</u>となった地域を特定し、消防本部・消防団による危険箇所の巡視を行います</p>	<p>第5節 土砂災害警戒区域への対策 1、2 略 3 警戒避難体制の整備（建設部、農林水産部、消防本部、各総合支所） (1) 警戒体制の整備 ア 略 イ 監視体制 土砂災害警戒情報が発表された後、津市土砂災害情報相互通信システムにおいて、<u>土砂災害危険度が橙（警戒）</u>となった地域を特定し、消防本部・消防団による危険箇所の巡視を行います</p>

No.	頁	行	旧	新
7	28	29	<p>第5節 土砂災害警戒区域への対策</p> <p>1～4 略</p> <p>5 住民への情報提供（危機管理部）</p> <p>ア 三重県より土砂災害警戒区域の指定を受けた場合には、地区ごとに土砂災害に関する情報の伝達方法、避難先に関する情報、その他円滑な避難を確保する上で必要な事項を定めた<u>土砂災害マップ</u>を作成し、公表する。</p> <p>イ 地域全体の土砂災害警戒区域の指定が完了した場合は、アに定める情報を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、<u>公表する。</u></p>	<p>第5節 土砂災害警戒区域への対策</p> <p>1～4 略</p> <p>5 住民への情報提供（危機管理部）</p> <p>ア 三重県より土砂災害警戒区域の指定を受けた場合には、地区ごとに土砂災害に関する情報の伝達方法、避難先に関する情報、その他円滑な避難を確保する上で必要な事項を定めた<u>地区ごとの土砂災害ハザードマップ</u>を作成し、公表します。</p> <p>イ 地域全体の土砂災害警戒区域の指定が完了した場合は、アに定める情報を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、<u>公表します。</u></p>
8	37	表中	<p>第8節 火災予防計画</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 職場や地域における消火・<u>避難誘導訓練</u>を推進するとともに民間防火防災組織の育成を図ります。</p> <p>○ 略</p> <p>○ 略</p> </div>	<p>第8節 火災予防計画</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 職場や地域における消火・<u>避難訓練</u>を推進するとともに民間防火防災組織の育成を図ります。</p> <p>○ 略</p> <p>○ 略</p> </div>
9	37	3	<p>1 職場や地域における消火・避難訓練（消防本部）</p> <p>職場や地域における火災の予防、初期消火及び<u>避難誘導</u>について講習会や訓練を実施します。</p>	<p>1 職場や地域における消火・避難訓練（消防本部）</p> <p>職場や地域における火災の予防、初期消火及び<u>避難方法</u>について講習会や訓練を実施します。</p>
10	37	7	<p>2 民間防火防災組織の育成（消防本部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防法に規定する防火対象物については、防火管理者、防災管理者等の選任及び消防計画の作成とこれに基づく消火・通報、<u>避難誘導</u>及び救出・救護訓練、消防用設備等の点検整備の実施等、減災体制の徹底を図ります。</p>	<p>2 民間防火防災組織の育成（消防本部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防法に規定する防火対象物については、防火管理者、防災管理者等の選任及び消防計画の作成とこれに基づく消火・通報・<u>避難</u>及び救出・救護訓練、消防用設備等の点検整備の実施等、減災体制の徹底を図ります。</p>
11	55	2	<p>第7節 災害時における要配慮者への対策</p> <p>1 略</p> <p>2 在宅の避難行動要支援者への支援（健康福祉部、危機管理部、市民部）</p> <p>(1) 避難行動要支援者</p> <p>略</p> <p>避難行動要支援者の要件</p>	<p>第7節 災害時における要配慮者への対策</p> <p>1 略</p> <p>2 在宅の避難行動要支援者への支援（健康福祉部、危機管理部、市民部）</p> <p>(1) 避難行動要支援者</p> <p>略</p> <p>避難行動要支援者の要件</p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>記載なし</p> <p>・65歳以上のみの世帯に属する者で、介護保険の要支援又は要介護認定を受けている者 略</p> <p>(2) 支援体制 ア 略 イ 避難支援等関係者 略 (ア)、(イ) 略 (ウ) <u>消防機関</u> 以下、略</p>	<p><u>避難行動要支援者は、以下の要件に該当する者です。その他、以下の要件は満たさないものの、総合的に勘案して、支援が必要として地域の避難支援等関係者から申出があり、津市で認めた者についても避難行動要支援者とします。</u></p> <p>・65歳以上のみの世帯に属する者で、介護保険の要支援又は要介護認定を受けている者 略</p> <p>(2) 支援体制 ア 略 イ 避難支援等関係者 略 (ア)、(イ) 略 (ウ) <u>消防団</u> 以下、略</p>
12	65	19	<p>第1節 防災施設の限界と避難開始の時期 1～3 略 4 判断基準及び避難対象地区等（危機管理部） (1)～(3) 略 (4) 避難勧告又は避難指示による避難 避難勧告及び避難指示が発令された場合、避難勧告等の対象地域内の住民は、地域内又は近隣住民と協力し、迅速に地域の一時避難場所や安全な避難所へ避難します。 <u>また、屋外で移動することが危険な場合は、自宅などに留まる「待避」や屋内の2階以上の安全が確保できる場所に移動する「垂直避難」するなど少しでも安全な方法を選択し、避難します。</u></p>	<p>第1節 防災施設の限界と避難開始の時期 1～3 略 4 判断基準及び避難対象地区等（危機管理部） (1)～(3) 略 (4) 避難勧告又は避難指示による避難 避難勧告及び避難指示が発令された場合、避難勧告等の対象地域内の住民は、地域内又は近隣住民と協力し、迅速に地域の一時避難場所や安全な避難所へ避難します。 <u>避難時の周囲の状況等によっては、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、屋外で移動することが危険な場合は、自宅などに留まる「待避」、屋内の2階以上の安全が確保できる場所に移動する「垂直避難」するなど、少しでも安全な方法を選択し、避難します。</u></p>
13	74	18	<p>第6節 避難体制の整備 1 一時的な避難体制の整備（危機管理部） (1) 略 (2) 一時避難場所の指定 中略</p>	<p>第6節 避難体制の整備 1 一時的な避難体制の整備（危機管理部） (1) 略 (2) 一時避難場所の指定 中略</p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>《一時避難場所の選定基準》 ア、イ 略 <u>ウ 危険な地域を避けること。</u> (ア) <u>土砂災害、浸水等が予測される区域</u> (イ) <u>危険物等が備蓄されている施設の周囲</u> (ウ) <u>崩壊のおそれのある建物や構造物等の周囲</u></p>	<p>《一時避難場所の選定基準》 ア、イ 略 <u>ウ 災害の種類ごとに指定することとし、下記の基準を満たすもの。</u> (ア) 「洪水」の指定 a 「洪水ハザードマップ」(平成 19 年、※雲出川流域は平成 21 年作成)の浸水想定区域外にあり、雨風が凌げる建物を基本に指定します。ただし、浸水想定区域内の建物であっても、洪水ハザードマップにより想定される浸水深以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路がある建物は指定します。 b 「洪水ハザードマップ」の浸水想定区域外にあるが、地形上の原因により洪水が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場所にある建物については指定しません。 (イ) 「土砂」の指定 a 三重県が公表する土砂災害危険箇所(土石流危険渓流、土石流氾濫域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)並びに三重県が指定する土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域を含む。以下「土砂災害危険箇所等」という。)の影響範囲に含まれず、雨風が凌げる建物を基本に指定します。 b 建物の半分未満が土砂災害危険箇所等に含まれる場合にあっては、次のとおりとします。 (a) 2階以上の建物であって、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の堅牢な構造物を指定します。ただし、土砂災害危険箇所等に含まれない部分を指定することとします。</p>

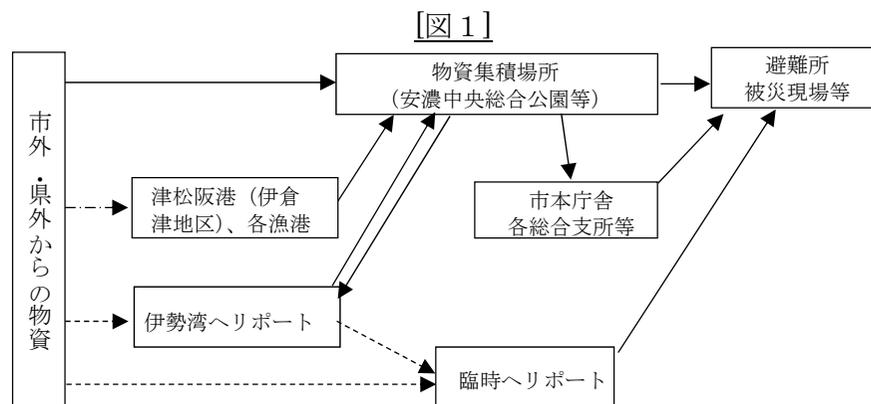
No.	頁	行	旧	新
			<p><u>エ 浸水が予測されている施設は、浸水深より上に有効な避難スペースがあること。</u> <u>オ 市街地大火による放射熱から安全な有効面積を確保できること。</u> (3)～(5) 略</p>	<p>(b) 木造平屋の構造物については指定しません。 <u>c 建物の全部又は半分以上が土砂災害危険箇所等に含まれる場合については指定しません。</u> <u>エ、オ 削除</u> (3)～(5) 略</p>
14	77	8	<p>第6節 避難体制の整備 1 略 2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者） (1)～(4) 略 <u>記載なし</u></p>	<p>第6節 避難体制の整備 1 略 2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者） (1)～(4) 略 <u>(5) 広域避難体制の整備</u> <u>河川の氾濫等大規模災害発生時には、被災地域の住民が他地域の避難所へ避難し、すべての避難者を収容することが困難となることが想定されます。収容しきれない他地域からの避難者を他の避難所へ移送するため、十分な避難スペースを確保するとともに、移送体制を整備します。</u> <u>ア 移送は、徒歩又は車両を使用して行います。</u> <u>イ 状況に応じて、三重県に避難者の移送を要請します。</u> <u>ウ 市は、移送手段確保のため、民間事業者との応援協定の締結に努めます。</u> <u>エ 要配慮者に配慮し、移送先を決定します。</u> <u>(6) 避難所外避難者への対応</u> <u>大規模災害発生時には、避難所外にテントを張り生活する避難者や車中泊を行う避難者など、多様な避難形態が発生し、避難者の把握が困難となることが想定されます。</u> <u>テント泊や車中泊を行うための避難スペースを確保することにより、避難所外避難者の把握を容易にするなど、救援物資等の提供や、健康管理方法に配慮するとともに、地域住民等が積極的に避難所運営に参加できるよう、市民等への防災啓発に努めます。</u></p>

No.	頁	行	旧	新
			<p><u>記載なし</u></p> <p>(5) 避難所の安全性の確保 避難所の安全性に問題がないかどうかを定期的に点検し、必要な措置を行います。</p>	<p>(7) 避難者の通信手段の確保 <u>避難者等の外部との通信手段を確保するため、特設公衆電話の設置に努めます。</u></p> <p>(8) 避難所の安全性の確保 避難所の安全性に問題がないかどうかを定期的に点検し、必要な措置を行います。</p>
15	81	14	<p>第4章 災害に備える体制の確立</p> <p>第1節 災害対策本部</p> <p>1～2 略</p> <p>3 配備要員の初動の確保（各部、各総合支所） (1)～(3) 略</p> <p><u>記載なし</u></p> <p>(4) 甚大な被害が発生し、勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの機関等に参集します。</p>	<p>第4章 災害に備える体制の確立</p> <p>第1節 災害対策本部</p> <p>1～2 略</p> <p>3 配備要員の初動の確保（各部、各総合支所） (1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>夜間に災害が発生した場合は、参集に際し、ヘッドライト等照明器具や必要な装備を着用し、人命救助を最優先とした災害対応を行います。</u></p> <p>(5) 甚大な被害が発生し、勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの機関等に参集します。</p>
16	84	新規	<p>第1節 災害対策本部</p> <p>1～3 略</p> <p><u>記載なし</u></p>	<p>第1節 災害対策本部</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>業務継続計画（BCP）の策定</u> 大規模災害発生時には、避難所運営、災害復旧等に多くの市職員が従事し、また、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により業務に支障をきたすことが想定されます。災害時に人、物、情報等が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（内閣府 平成27年）に基づき業務継続計画を策定し、その対策の事前準備を進めます。</p> <p>(1) <u>業務継続計画の要素</u> 次の事項について、あらかじめ定めるものとします。 ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 ウ 電気、水、食料等の確保 エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</p>

No.	頁	行	旧	新
			<p><u>記載なし</u></p> <p>4 防災関係機関の体制の整備 略</p>	<p><u>オ 重要な行政データのバックアップ</u> <u>カ 非常時優先業務の整理</u> <u>(2) 業務継続計画の見直し</u> 業務継続計画は、毎年見直し・検討を行い、必要がある場合に修正等を行います。 5 防災関係機関の体制の整備 略</p>
17	90	12	<p>第4節 広域的な相互応援体制の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 応援要請、受け入れ体制の整備（危機管理部、総務部） <u>市は、災害時の応援要請・受け入れが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続き、受入窓口や指揮系統、情報伝達方法等を整備するとともに職員への周知徹底を図ります。</u></p> <p>また、平常時から協定を締結している他市町及び防災関係機関等との間で訓練、情報交換等を実施します。</p>	<p>第4節 広域的な相互応援体制の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 応援要請、受け入れ体制の整備（危機管理部、総務部） <u>市は、国・県等からの人的支援や災害ボランティア活動を踏まえ、災害時の応援要請・受け入れを迅速かつ円滑に行ない、効果的な被災者支援につなげるため、津市広域受援計画を策定し、応援要請手続き、受入窓口や指揮系統、情報伝達方法等の必要事項についてあらかじめ定めておくものとします。</u></p> <p>また、平常時から協定を締結している他市町及び防災関係機関等との間で訓練、情報交換等を実施します。</p>
18	96	10	<p>第3節 緊急輸送活動対策</p> <p>1 輸送拠点の確保</p> <p>(1) 広域輸送拠点（危機管理部） 略 ア 略 イ 津市防災物流施設 津市防災物流施設（平成28年4月供用開始予定）については、以下、略 ウ 道の駅津かわげ 道の駅津かわげ（平成28年4月供用開始予定）については、以下、略</p> <p>(2) 海上輸送の拠点（都市計画部、農林水産部） 港湾管理者及び漁港管理者は、選定した港湾及び漁港を物流拠点として必要な施設の整備に努めます。 <u>記載なし</u></p>	<p>第3節 緊急輸送活動対策</p> <p>1 輸送拠点の確保</p> <p>(1) 広域輸送拠点（危機管理部） 略 ア 略 イ 津市防災物流施設 津市防災物流施設 <u>削除</u> については、以下、略</p> <p>ウ 道の駅津かわげ 道の駅津かわげ <u>削除</u> については、以下、略</p> <p>(2) 海上輸送の拠点（都市計画部、農林水産部） 港湾管理者及び漁港管理者は、選定した港湾及び漁港を物流拠点として必要な施設の整備に努めます。<u>また、災害時の民間港湾施設の使用について、応援協定の締結を推進します。</u></p>

No.	頁	行	旧	新
19	100	標題 図中	<p>第5節 消毒・保健衛生・<u>廃棄物</u>の処理体制の整備</p> <p>○ 災害発生後に必要とされる消毒・保健衛生活動と、<u>災害ゴミ及びし尿</u>の処理体制について整備します。</p> <p>消毒・保健衛生・<u>廃棄物</u>の処理体制の整備 略</p>	<p>第5節 消毒・保健衛生・<u>災害廃棄物</u>の処理体制の整備</p> <p>○ 災害発生後に必要とされる消毒・保健衛生活動と、<u>災害廃棄物（ごみ及びし尿）</u>の処理体制について整備します。</p> <p>消毒・保健衛生・<u>災害廃棄物</u>の処理体制の整備 略</p>
20	100	13	<p>2 ごみ処理体制の整備（環境部）</p> <p>(1) <u>ごみ処理計画</u>の策定 略</p>	<p>2 ごみ処理体制の整備（環境部）</p> <p>(1) <u>災害廃棄物（ごみ）処理計画</u>の策定 略</p>
21	101	6	<p>3 し尿処理体制の整備（環境部、下水道局、危機管理部）</p> <p>(1) <u>し尿処理計画</u>の策定 略</p>	<p>3 し尿処理体制の整備（環境部、下水道局、危機管理部）</p> <p>(1) <u>災害廃棄物（し尿）処理計画</u>の策定 略</p>
22	104	12	<p>3 職員の福利厚生への配慮（総務部）</p> <p>(1) <u>各部・支部は</u>、災害対策に従事する職員の健康管理、勤務条件等を考慮するとともに、他市町等の職員の応援受入に際しても福利厚生について配慮します。</p> <p>(2) <u>各部・支部は</u>、災害対策に従事する職員の勤務時間等を把握、管理し、適宜要員の交代等を行うことにより従事する職員の健康管理に努めます。</p>	<p>3 職員の福利厚生への配慮（総務部）</p> <p>(1) <u>削除</u> 災害対策に従事する職員の健康管理、勤務条件等を考慮するとともに、他市町等の職員の応援受入に際しても福利厚生について配慮します。</p> <p>(2) <u>削除</u> 災害対策に従事する職員の勤務時間等を把握、管理し、適宜要員の交代等を行うことにより従事する職員の健康管理に努めます。</p>
23	108	33	<p>3 被害状況等の報告（危機管理部、消防本部）</p> <p>(1) 災害の報告 災害に伴う被害状況は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防防第267号）に基づき県に報告します。 中略 ○消防庁災害対策本部（情報収集班） FAX 03-5253-7553 地域衛星電話 FAX 0-P-7-P-048-500-90-49175 TEL 03-5253-7510 衛星携帯電話 TEL 7-048-500-90-49175</p>	<p>3 被害状況等の報告（危機管理部、消防本部）</p> <p>(1) 災害の報告 災害に伴う被害状況は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防防第267号）に基づき県に報告します。 中略 ○消防庁災害対策本部（情報収集班） FAX 03-5253-7553 地域衛星電話 FAX 0-P-7-P-048-500-90-49175 TEL 03-5253-7514 衛星携帯電話 TEL 7-048-500-90-49175</p>

No.	頁	行	旧	新
24	145	20	<p>第11節 輸送及び交通応急対策</p> <p>1 災害輸送体制の確立（危機管理部、政策財務部、都市計画部、商工観光部、農林水産部）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 災害輸送の体系</p> <p>市外や県外から陸海空路により送られてくる緊急物資について、津市防災物流施設や物資集積場所に集積し、必要に応じて道の駅津かわげを中継地点として避難所や被災現場等へ緊急輸送道路を活用して配送します。</p> <p><u>現行における災害輸送の体系は図1のとおりです。津市防災物流施設供用開始後及び道の駅津かわげ供用開始後は図2の通りとなり、海路や陸路を活用した輸送が、より円滑に実施できます。</u></p>	<p>第11節 輸送及び交通応急対策</p> <p>1 災害輸送体制の確立（危機管理部、政策財務部、都市計画部、商工観光部、農林水産部）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 災害輸送の体系</p> <p>市外や県外から陸海空路により送られてくる緊急物資について、津市防災物流施設や物資集積場所に集積し、必要に応じて道の駅津かわげを中継地点として避難所や被災現場等へ緊急輸送道路を活用して配送します。</p> <p><u>削除</u></p>



削除

No.	頁	行	旧	新
			<p style="text-align: center;">〔図2〕</p> <p>旧の図は、市外・県外からの物資が津市防災物流施設（雲出伊倉津地区）に集まり、道の駅津かわげ（中継拠点）を経由して物資集積場所（安濃中央総合公園等）と避難所被災現場等に送られる。また、津松阪港（伊倉津地区、各漁港）と伊勢湾ヘリポートから津市防災物流施設へ物資が送られ、市本庁舎各総合支所等や臨時ヘリポートを経由して避難所被災現場等に送られる。陸路、海路、空路のルートが示されている。</p>	<p style="text-align: center;">〔災害輸送体系図〕</p> <p>新の図は、旧の図と同様の構造だが、津松阪港（伊倉津地区、各漁港）と伊勢湾ヘリポートからの物資が津市防災物流施設へ送られる際、民間港湾施設保有事業者との協定を締結し、災害時における港湾の一時使用に関する協定を締結し、拠点として活用する旨が示されている。</p>
25	146	17	<p>2 災害輸送の確保（危機管理部、政策財務部、都市計画部）</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 海上輸送</p> <p>船舶による輸送は、津松阪港及び各漁港を拠点とし、港湾及び漁港の状況を考慮し、県災対本部、港湾管理者、漁業協同組合等関係機関に協力要請を行います。</p> <p>記載なし</p>	<p>2 災害輸送の確保（危機管理部、政策財務部、都市計画部）</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 海上輸送</p> <p>船舶による輸送は、津松阪港及び各漁港を拠点とし、港湾及び漁港の状況を考慮し、県災対本部、港湾管理者、漁業協同組合等関係機関に協力要請を行います。<u>また、民間港湾施設保有事業者と、災害時における港湾の一時使用に関する協定を締結し、拠点として活用します。</u></p>
26	156	14	<p>第15節 生活必需品の確保、調達</p> <p>1 略</p> <p>2 物資の受け入れ及び配分（商工観光部、健康福祉部、各総合支所）</p> <p>記載なし</p>	<p>第15節 生活必需品の確保、調達</p> <p>1 略</p> <p>2 物資の受け入れ及び配分（商工観光部、健康福祉部、各総合支所）</p> <p><u>大規模災害発生時には、市外・県外から大量の緊急物資等が送られてくることが想定されます。</u></p> <p><u>国からのプッシュ型の物資支援や被災者のニーズに対応し、各地から送られてくる救援物資等が被災者の元に迅速に供給されるよう、物資の供給システムについて定め、シミュレーションしておきます。</u></p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>(1) <u>救援物資の受け入れ及び配分</u> <u>災害の規模及び災害発生地域等に応じ、指定する場所に物資を集積し、配分を行うものとします。</u> <u>また、アレルギー用の物資の受入、配分については、適正な管理の下行います。</u> <u>救援物資等の配分にあたっては、各配分段階において受払の記録及び受領書を整備しておきます。</u></p> <p>(2) <u>物資受入及び集積場所</u> <u>物資の受入及び集積場所は、原則、安濃中央公園及び津市防災物流施設とし、受入量や輸送経路に応じ、道の駅津かわげ、市本庁舎及び各総合支所を活用します。</u></p> <p>(3) <u>供給方法</u> <u>商工観光部は、関係部局と連携し、受け入れた救援物資等を適切に配分し、避難所等へ供給します。また、陸路輸送の中継地点として道の駅津かわげを活用します。</u></p>	<p>(1) <u>被災者のニーズの把握</u> <u>避難所等被災現場において、避難者等の年齢構成、性別、アレルギー等の配慮すべき事項について迅速に把握し、必要となる物資について、災害対策本部へ連絡します。</u></p> <p>(2) <u>物資の受入、集積及び配分</u> <u>市外・県外から届けられた救援物資等は、原則、安濃中央総合公園及び津市防災物流施設に集積し、各被災現場のニーズに合わせた荷捌き・配分を行い、各配分段階において受払の記録及び受領書等を整備して物資を管理します。</u></p> <p>(3) <u>供給方法</u> <u>商工観光部は関係部局と連携し、受け入れた救援物資等を適切に配分し、被災者へ供給します。救援物資等の供給に際しては、被災現場において物資受入場所を確保し、物資の受け渡し場所、時間等を被災者に周知します。</u> <u>また、車中泊や自宅等で援助を必要とする被災者にも物資が行き渡るよう配慮します。</u> <u>物資の輸送体系については、第3編 第1章 第11節のとおりです。</u></p>
27	162	標題 図中	<p>第17節 <u>消毒・保健衛生・廃棄物の処理活動</u></p> <p>○ 略 ○ 被災地において大量に発生する<u>廃棄物</u>（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）を適切に処理し、環境衛生に万全を期します。</p> <p>消毒・保健衛生・<u>廃棄物の処理活動</u></p> <p>略 2 <u>廃棄物処理活動の実施</u> 略</p>	<p>第17節 <u>消毒・保健衛生・災害廃棄物等の処理活動</u></p> <p>○ 略 ○ 被災地において大量に発生する<u>災害廃棄物</u>（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）を適切に処理し、環境衛生に万全を期します。</p> <p>消毒・保健衛生・<u>災害廃棄物等の処理活動</u></p> <p>略 2 <u>災害廃棄物等処理活動の実施</u> 略</p>

No.	頁	行	旧	新
28	163	26	<p>2 廃棄物処理活動の実施（環境部）</p> <p>(1) 処理体制 被災地域のごみの発生状況と収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷きます。</p> <p>以下、略</p>	<p>2 災害廃棄物等処理活動の実施（環境部）</p> <p>(1) 処理体制 被災地域の災害廃棄物（ごみ）の発生状況と収集運搬体制及び処理施設の被害状況等を踏まえた「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、同計画に基づき、適切な処理を進めます。</p> <p>以下、略</p>
29	166	12	<p>第18節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋火葬</p> <p>1 行方不明者の捜索の実施（消防本部、危機管理部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応援要請等 大規模な災害により市だけで対応できない場合は、中略 自衛隊派遣要請を行います。 また、他の市町災害対策本部、もしくは県災害対策本部から漂着遺体の捜索要請があった場合には、警察・消防本部等と連携・協力して、これを行います。</p>	<p>第18節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋火葬</p> <p>1 行方不明者の捜索の実施（消防本部、危機管理部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応援要請等 大規模な災害により市だけで対応できない場合は、中略 自衛隊派遣要請を行います。 また、他の市町災害対策本部、もしくは県災害対策本部から行方不明者の捜索要請があった場合には、警察・消防本部等と連携・協力して、これを行います。</p>
30	168	14	<p>1 愛玩動物の保護及び管理（環境部、市民部、各総合支所）</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 愛玩動物の死体の焼却・埋葬の実施 ア 石油等を用いて償却し、焼却後残った灰等は土中に埋却します。 イ 略</p>	<p>1 愛玩動物の保護及び管理（環境部、市民部、各総合支所）</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 愛玩動物の死体の焼却・埋葬の実施 ア 燃料等を用いて焼却し、焼却後残った灰等は土中に埋却します。 イ 略</p>
31	171	14	<p>1 公共土木施設等の応急対策（建設部、都市計画部、下水道局、農林水産部）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 下水道施設 被災後は速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、市民に対して下水排除の制限を行います。 以下、略</p>	<p>1 公共土木施設等の応急対策（建設部、都市計画部、下水道局、農林水産部）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 下水道施設 被災後は速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、市民に対して下水使用の制限を行います。 以下、略</p>
32	198	8	<p>第4編 災害復旧・復興計画</p> <p>第1章 災害復旧・復興の推進</p> <p>第1節 迅速な復旧・復興</p> <p>1 市街地復興に関する事前対策（各部、各総合支所）</p>	<p>第4編 災害復旧・復興計画</p> <p>第1章 災害復旧・復興の推進</p> <p>第1節 迅速な復旧・復興</p> <p>1 復旧・復興に関する事前対策（各部、各総合支所）</p>

No.	頁	行	旧	新
			(1) 各種データの整理及び保存 略 <u>記載なし</u>	(1) 各種データの整理及び保存 略 <u>(2) 連絡体制の構築</u> 各部署は、災害発生時における国、県の担当部局及び関係機関との緊急の連絡体制を構築し、発災時の情報収集や連絡調整に備えます。 <u>(3) 代替施設の検討</u> 必要な住民サービスを維持するため、被災した公共施設等の代替施設をあらかじめ検討します。 <u>(4) 資機材等の整備</u> 災害時に必要な資機材等の整備や調達方法についてあらかじめ検討するとともに、災害応援協定の締結を推進します。
33	199	6	3 <u>市街地復興（政策財務部、都市計画部）</u> <u>(1) 復旧・復興の基本方向を早期に決定するための支援</u> 市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設の管理者の考え方など、市民の意見等を踏まえ、迅速な現状復旧か、災害に強い都市づくりを目指す計画的復興かを検討し、復旧・復興の基本方向を早期に決定できるよう努めます。 (2) 略	3 <u>市街地及び都市基盤施設の迅速な復旧・復興（都市計画部、建設部）</u> <u>(1) 被災施設の復旧等</u> ア 市は、応急復旧計画に沿って、あらかじめ定めた応援協定等を活用し、被災公共施設の復旧にあたっては、可能な限り早期の応急復旧に努めます。 イ <u>ライフライン、交通関係施設の復旧については、関係事業者と連携のもと、地域別の復旧見込みを明らかにするよう努めるものとし、施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の防止に努めます。</u> (2) 略
34	199	17	4 <u>都市基盤施設の復旧・復興（都市計画部、建設部）</u> 略	削除
35	199		第2節 <u>家屋被害認定調査及びり災証明書の発行</u> 略	削除

No.	頁	行	旧	新
36	200	新規	第2章 <u>災害復旧・復興計画</u> 記載なし	<p>第2章 <u>災害復旧・復興</u> 第1節 <u>災害復興指針</u></p> <p>○ <u>大規模災害発生後、できるだけ早期に津市復興計画（仮称）を策定し、いち早く復興事業に取りかかれるよう、取り組むべき対策と取組項目案を提示します。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">災害復興指針</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li style="border-bottom: 1px solid black; padding: 2px 5px;">1 計画的復興に向けた体制整備 <li style="border-bottom: 1px solid black; padding: 2px 5px;">2 住まいと暮らしの再建 <li style="border-bottom: 1px solid black; padding: 2px 5px;">3 公共土木施設の復旧・復興 </div> </div> </div> <p>1 <u>計画的復興に向けた体制整備</u> 大規模災害発生直後から山積する課題に遅滞なく対処していくため、いち早く行政機能の回復を図ります。また、計画的に復興に取り組んでいくため、各部において復興に向けて取り組む対策を検討するとともに、津市災害復興対策本部（仮称）における議論等を通じて、津市復興計画（仮称）を策定します。</p> <p>(1) <u>行政機能の回復</u> ア <u>非常時優先業務の継続</u> イ <u>人的資源の確保（市外・県外からの派遣の受け入れ）</u> ウ <u>人的資源の確保（任期付き職員等の採用）</u></p> <p>(2) <u>復興体制の整備</u> ア <u>津市災害復興対策本部（仮称）の設置</u> イ <u>津市復興方針（仮称）の策定</u> ウ <u>津市復興計画（仮称）の策定</u> エ <u>津市復興計画（仮称）の進行管理</u></p> <p>(3) <u>情報提供</u> ア <u>被災地調査の受入に係る調整</u> イ <u>復興状況の把握と情報提供</u> ウ <u>復興記録誌の作成</u></p>

No.	頁	行	旧	新
			<p><u>記載なし</u></p>	<p><u>2 住まいと暮らしの再建</u> <u>二次被害の恐れがなくなり次第、速やかに被害認定調査を行い、迅速なり災証明の発行に努めます。</u> <u>(1) 被災住宅の応急対策</u> <u>ア 住宅の被害認定調査の実施</u> <u>イ り災証明の発行</u> <u>ウ 被災者による自宅の応急修理支援</u> <u>(2) 緊急の住宅確保</u> <u>ア 住民の住宅再建意向の把握</u> <u>イ 応急仮設住宅用地の確保</u> <u>ウ 応急的な住宅の供給計画の作成</u> <u>エ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅）の借上げ</u> <u>オ 応急仮設住宅の確保</u> <u>カ 応急仮設住宅の長期利用化を見据えた取組・適切な解消に向けた取組</u> <u>(3) ボランティアの受入体制の整備</u> <u>ア 津市災害ボランティア本部及び災害ボランティアセンターの設置</u> <u>イ 復興に向けたボランティア活動への支援</u></p> <p><u>3 公共土木施設の復旧・復興</u> <u>発災後、市が管理する施設について、施設の損傷及び機能を確認し、被害状況を把握するとともに、応急復旧活動に取り組みます。</u> <u>(1) 被災状況の把握と応急工事の実施</u> <u>(2) 道路、港湾等の交通基盤の確保及び整備</u> <u>(3) 海岸、河川等の保全</u> <u>(4) 上下水道等のライフラインの復旧</u> <u>(5) 公園、緑地の復旧</u></p>

No.	頁	行	旧	新
37	202	1	<p>第1節 公共施設災害復旧事業計画</p> <p>1 公共土木施設災害復旧事業計画（建設部、下水道局、農林水産部）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 漁港等の災害復旧計画</p> <p><u>各漁港の地理的条件に風速・潮位及び波高等の海象条件等を十分勘案して再度災害を被らないよう工法等を検討して計画を樹立します。</u></p>	<p>第2節 公共施設災害復旧事業計画</p> <p>1 公共土木施設災害復旧事業計画（建設部、下水道局、農林水産部）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 漁港等の災害復旧計画</p> <p><u>市は、被災した漁港等の現地確認により被災状況を把握し、国の災害復旧事業等を活用して災害廃棄物の撤去を行い、被災状況等に応じて県に委託します。復旧にあたっては、被害箇所や被害額を国に報告し、被害査定を受け、国の災害復旧事業を活用します。ただし、被災状況に応じて、県と協議を行い、連携して対応を図るものとします。また、効率的に復旧作業を実施するため、原則として係留施設の復旧を優先し、その後、水域施設、外郭施設、航行補助施設の復旧を行い、漁獲物の処理保蔵及び加工施設等その他の施設等を復旧することとします。復旧作業に際しては、円滑な実施のため、技術者の派遣等について土木建設企業等に対して協力を要請するとともに、漁協等関係機関と情報共有を図ります。</u></p>
38	202	30	<p>2 農林水産施設災害復旧事業計画（農林水産部）</p> <p>(1) 農地農業用施設災害復旧計画</p> <p><u>農地農業用施設の災害については、現在までに原形復旧に重点をおいて復旧がなされていましたが、投資効果を十分発揮するうえからも、今後はさらに被災の原因をよく調査して災害を繰り返さないように計画にあたる必要があります。</u></p> <p><u>なお、農業基盤整備事業としてため池等整備事業を積極的に推進し、災害を未然に防止する方策を講じる必要があります。</u></p> <p>(2) 林道災害復旧計画</p> <p><u>林道は、林産物搬出施設としては勿論、林業経営の基盤をなす以外に山村の経済、文化及び交通等を左右する道路として、その価値は極めて大きいといえます。従って、林道の被災による交通途絶は林業経営に支障を及ぼすほか山村住民の生活に</u></p>	<p>2 農林水産施設災害復旧事業計画（農林水産部）</p> <p>(1) 農地農業用施設災害復旧計画</p> <p><u>市は、被災した農地及び農業用施設等の現地確認により被災状況を把握し、国の災害復旧事業等を活用して災害廃棄物の撤去を行い、被災状況等に応じて県に委託します。復旧にあたっては、被害箇所や被害額を国に報告し、被害査定を受け、国の災害復旧事業を活用します。ただし、被災状況に応じて、県と協議を行い、連携して対応を図るものとします。排水機場、頭首工、パイプライン等の農業用施設の復旧作業に際しては、円滑な実施のため、修理部品の手配や技術者の派遣等について各ポンプメーカーや土木建設企業等に対して協力を要請します。</u></p> <p>(2) 林道災害復旧計画</p> <p><u>市は、被災した林道の現地確認により被災状況を把握し、国の災害復旧事業等を活用して災害廃棄物の撤去を行い、被災状況等に応じて県に委託します。復旧にあたっては、被害箇所や被害額を国に報告し、被害査定を受け、国の災害復旧事業を活用しま</u></p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>影響することが多いため、被災箇所^の早期復旧によって安全堅牢な林道に復旧する必要があります。特に最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し、原形復旧のみでは再度災害のおそれがあるものについては各被災路線の性格に応じた適切な復旧を計画推進します。</p> <p>(3) 林水産施設災害復旧計画 農業協同組合又は漁業協同組合の所有する倉庫、以下 略</p>	<p>す。ただし、被災状況に応じて、県と協議を行い、連携して対応を図るものとします。また、効率的に復旧作業を実施するため、集落間を結ぶ幹線林道の復旧を優先することとします。林道の復旧作業に際しては、円滑な実施のため、資材の手配や技術者の派遣等について土木建設企業等に対して協力を要請するとともに、森林組合等関係機関と情報共有を行います。</p> <p>(3) 林水産施設災害復旧計画 農業協同組合、森林組合又は漁業協同組合の所有する倉庫、以下 略</p>
39	203	27	<p>4 水道施設災害復旧事業計画（水道局）</p> <p>(1) 水道施設災害復旧計画 市及び水道事業者により速やかに復旧を行うものとしませんが、被災の程度により全面回復が困難な場合は、給水車等により応急給水を実施します。</p>	<p>4 水道施設災害復旧事業計画（水道局）</p> <p>(1) 水道施設災害復旧計画 水道の基幹施設である取水施設、導水施設、浄水施設及び受水施設の早期復旧により水を確保し、順次、送水管、配水場、配水本管、配水管及び給水管の復旧を行い、平常時の機能を維持するよう努めます。また、被災の程度により全面復旧が困難な場合は、給水車等により応急給水を実施します。</p> <p>なお、復旧を速やかに行うため、平常時から諸資機材の点検及び整備を行い、配置場所や調達方法を局内で周知します。</p>
40	204 206 211 213 216 217 218	1 1 1 1 1 1 1	<p>第2節 財政金融計画</p> <p>第3節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第4節 被災者生活再建支援制度</p> <p>第5節 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害見舞金・弔慰金</p> <p>第6節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>第7節 農林漁業経営の安定策</p> <p>第8節 激甚災害の指定</p>	<p>第3節 財政金融計画</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第5節 被災者生活再建支援制度</p> <p>第6節 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害見舞金・弔慰金</p> <p>第7節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>第8節 農林漁業経営の安定策</p> <p>第9節 激甚災害の指定</p>